

定 款

一般社団法人 岐阜県警備業協会

岐阜市茜部中島3丁目20番地

TEL 058-276-0778

# 一般社団法人岐阜県警備業協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人岐阜県警備業協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を、岐阜市茜部中島3丁目20番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、警備業務の実施の適正な運営を確保し、警備業の健全な発展を図り、もって、社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係行政庁の行う防犯活動、暴排活動及び事故防止活動への協力
- (2) 警備員その他警備業関係者に対する教育訓練
- (3) 岐阜県公安委員会が委託する警備業に関する各種講習
- (4) 警備業に関する各種講習会等への講師派遣
- (5) 警備業務の適正化及び技術の向上に関する調査研究
- (6) 機関誌の発行及び出版物の購入斡旋
- (7) 警備業務に関する各資器材の購入斡旋
- (8) 警備業に関する功労者等の表彰
- (9) 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な事業

2 本会は、前項に掲げる事業を、岐阜県の区域内において行う。

(一般社団法人全国警備業協会への加入)

第5条 本会は、第3条に規定する目的を達成するため、一般社団法人全国警備業協会に

加入する。

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### (1) 正会員

岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から、警備業法第4条に規定する認定を受け、又は同法第9条に規定する届出書を提出して、岐阜県内において警備業を営む個人又は法人で、第3条及び第5条に賛同して入会した者

#### (2) 賛助会員

本会の事業を賛助する個人又は法人で、本会に入会した者

### (入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、書面をもって入会の申込を行い、理事会の承認を得る。

### (入会金及び会費)

第8条 前条の規定により入会が認められた者は、遅滞なく入会金を納入するとともに、会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は、総会の決議により定める。

3 本会の運営上特に必要がある場合は、総会の決議により会員から臨時に会費を徴収することができる。

4 入会金及び会費の納入方法等について必要な事項は、規程をもって定める。

### (退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を書面をもって会長に届け出なければならない。

2 前項のほか退会の手続き等について必要な事項は、規程をもって定める。

(資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合は、会員としての資格を喪失するものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 第6条に定める会員の要件を満たさなくなったとき
- (3) 死亡し、又は会員である法人が解散し、事業を廃止したとき
- (4) 6か月以上会費（臨時に徴収する会費を含む。）を納入しなかった場合で、かつ、理事会の承認を得たとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員が同意したとき

2 会員は、前項により資格を喪失した場合であっても、在会中の義務を履行する責務を負う。

(除名)

第11条 会員が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、一般法人法に定める手続きに従い、予め理事会において審議した上、総会において総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数の議決により除名することができるものとする。

- (1) 本会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせる行為があったとき
- (2) この定款又は総会の決議若しくは本会の規則に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項の会員の除名に当たっては、当該会員に対し、その総会を開会する日の1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が、第10条に定める資格を喪失した場合であっても、資格喪失前に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品を返還しない。

## 第3章 役員等

### (役員の種類別)

第13条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名

2 前項第1号の理事の中に、次の各号に掲げる役職を設ける。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 専務理事 1名

3 前項第1号の会長及び副会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、前項第3号の専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議において理事の中から選任するものとする。
- 3 監事は、本会の理事を兼ねることはできない。

### (役員職務)

第15条 会長は、一般法人法及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総理するとともに、その執行状況を理事会に報告する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、会務を掌理する。
- 4 理事は、一般法人法及びこの定款に規定するところにより、職務を執行する。
- 5 監事は、一般法人法の定めるところにより、理事の会務の執行を監査する職務を行う。

### (役員任期)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、任期途中で選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

2 役員は再任することができる。

3 役員は、任期が満了した場合においては、後任の役員が就任するまで、その職務を行う。

#### (役員解任)

第17条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の決議により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

2 前項の役員解任にあつては、理事会において審議し、その結果を総会に付議する。

#### (顧問)

第18条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

#### (役員等の報酬等及び費用の支弁)

第19条 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の対価をいう。）を支給することができる。

2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

3 常勤の理事の報酬及び役員、顧問の費用の支弁に関しては、総会の承認を得て、会長が別に定める。

#### (責任の免除)

第20条 本会は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任において、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第4章 事務局

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 職員は、会長が任免する。
- 5 事務局について必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が定める。

## 第5章 会議

(種別)

第22条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集し、その他の会議は会長が招集する。

(構成)

第23条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(総会の決議事項権限)

第24条 総会は、一般法人法及びこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) その他総会で議決するものとして一般法人法又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第25条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。

3 会長は、総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的たる事項を示して臨時総会の請求があったときは、これを開催しなければならない。

(総会の招集)

第26条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の14日前までに、書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、総会に出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数等)

第28条 正会員は、それぞれ1個の議決権を有する。

2 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、開催することができない。

(総会の決議)

第29条 総会の決議は、一般法人法又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した総正会員の議決権の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面決議等)

第30条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は総会に出席する他の正会員若しくは会長を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、



その正会員は、その総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び書面委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言主旨及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 議事録には、議長及び出席した理事又は監事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

3 議事録は、総会の日から2年間、本会ホームページに掲載するとともに、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会)

第32条 本会に、理事会を置く。理事会は、会計年度ごとに4回開催する。

2 理事会は、会長が招集する。会長以外の理事は招集権者に対し、会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求することができる。

3 理事会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、理事会の日の1週間前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長は、副会長を指定し、議長を委ねることができる。

(理事会の決議事項)

第34条 理事会は、一般法人法に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 重要な会務の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) その他重要事項

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第36条 理事会の議事は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

(議事録の作成)

第37条 理事会を開催した場合は、議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事が署名押印した上で、理事会開催の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 委員会

(委員会)

第38条 理事会は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

## 第7章 会計等

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計書類等)

第43条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、定時総会の開催前に監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、理事会の承認を得た上で、定時総会に提出しなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類及び監査報告を、主たる事務所に総会の日の2週間前から10年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置く。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 4 条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上にあたる多数の決議により、変更することができる。

(解散等)

第 4 5 条 本会は、余剰金の分配を行うことができない。

2 本会は、一般法人法第 1 4 8 条各号に掲げる事由が生じた場合に、解散するものとする。

(残余財産の処分)

第 4 6 条 本会が解散を伴う残余財産の処分は、総会において、出席した正会員の議決権の 4 分の 3 以上にあたる多数の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 情報公開

(公告)

第 4 7 条 本会の公告は、電子公告の方法による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときは、官報に掲載する方法による。

## 第 1 0 章 雑 則

(委任)

第 4 8 条 この定款に定めるもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会において別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号、以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本法人の最初の会長は、幾田弘文とする。
- 3 本法人の最初の副会長は、西村隆司及び平田春義とする。
- 4 本法人の最初の専務理事は、部田隆夫とする。
- 5 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。